皇室事項

御服喪

天皇陛下は、宜仁親王殿下薨去につき、六月八日から五日の喪を服せられる。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、栃木県及び群馬県へ行幸啓のため、五月二十一日午前九時四十二分御出門、同月二十二日午後六時四十三分還幸啓になつた。

御祝電

天皇陛下は、六月七日マレーシア国国王陛下の御誕生祝日につき、同月六日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成 26 年６月 10 日

農林水産大臣　林　　芳正

江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成26年６月10日から平成26年６月30日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局函館開発建設部及び松前町役場

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第１号の規定により、公示する。

平成二十六年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

㈠　登録年月日　平成二十六年六月三日

㈡　登録番号　操更講第八十二号

㈢　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　長岡　伸幸

㈣　住所　島根県出雲市平田町二二四八―一二一

㈤　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

小型船舶免許センター　島根県出雲市平田町二二四八―一二一

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第１号の規定により、公示する。

平成二十六年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

㈠　登録年月日　平成二十六年六月三日

㈡　登録番号　操失講第八十二号

㈢　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　長岡　伸幸

㈣　住所　島根県出雲市平田町二二四八―一二一

㈤　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地

小型船舶免許センター　島根県出雲市平田町二二四八―一二一

国家試験

平成 26 年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成 26 年６月 10 日

観光庁長官　久保　成人

1　試験の種類　国内旅行業務取扱管理者試験

2　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

3　試験日　平成26年９月７日（日）

4　試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ　本邦内の旅行を取り扱う旅行業務の取扱いに関する実務処理

5　受験手続き

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書を郵送する場合は、平成26年６月10日（火）から７月７日（月）までの消印があることを要する。

なお、受験願書提出先へ直接提出する場合の受付期間は、平成26年７月１日（火）から７月７日（月）まで（７月５日（土）及び６日（日）は除く。）とし、受付時間は、10時から16時までとする（12時から13時の間を除く。）。

⑵　受験願書提出先　一般社団法人　全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング５階　郵便番号　105―0001）

⑶　受験手数料

ア　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料5,800円を銀行又は郵便局から一般社団法人全国旅行業協会あてに納入し、平成26年７月７日までの領収日付印のある受領証を受験願書に添付する。

イ　受験手数料は、受理した後は返還しない。

6　試験の一部免除

⑴　一般社団法人全国旅行業協会が実施した平成25年度若しくは平成26年度国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者、又は平成25年度国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者については、４に掲げる試験科目のうち、⑶に掲げる科目について、試験の免除を受けることができる。

⑵　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に、平成25年度若しくは平成26年度国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書（鮮明であればコピーも可）、又は当該試験の免除を受けることができる旨記載されている平成25年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（鮮明であればコピーも可）を添付すること。

7　受験票の交付　受験願書及び受験手数料の完備した受験申込者に、受験票を交付する。

8　合格者の発表　合格者の発表は、平成26年10月29日（水）（予定）に、一般社団法人全国旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

また、一般社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部においても発表する。

9　受験願書用紙及び受験案内の交付　受験願書用紙及び受験案内は、一般社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部で交付する。

なお、郵送により交付を求める場合は、あて先を明記し、92円切手（１部の場合）を貼った返信用封筒を同封するものとする。また、一般社団法人全国旅行業協会ホームページよりダウンロードする方式によっても交付する。

10　試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人　全国旅行業協会

住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

平成26年度における臭気判定士試験及び嗅覚（きゅう）検査の実施について

平成26年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同法第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

平成 26 年６月 10 日　環境大臣　石原　伸晃

1　平成26年度臭気判定士試験

⑴　試験を行う期日　平成26年11月８日（土曜日）

⑵　試験を行う場所　東京都、愛知県及び大阪府

⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成26年７月７日（月曜日）から平成26年９月12日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号160―0023　東京都新宿区西新宿４丁目２番18号　電話番号03（5309）2422）に提出又は郵送すること。郵送による場合、平成26年９月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2　平成26年度嗅覚検査

⑴　検査を行う期日　平成26年４月１日（火曜日）から平成27年３月31日（火曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日